

売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等の明確化に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	2
3. N-N E T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の通知及び確認)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当取引所は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第1項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、当取引所において成立した売買の内容を改めて売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年6月28日から施行する。</p>	<p>(売買の通知及び確認)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取引所における売買内容の通知)</u></p> <p><u>第8条の3</u> 顧客は、取引所において成立した売買の内容が業務規程第24条第1項の規定により取引所から取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には同条第3項の規定により取引所から取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、取引参加者に対して有価証券の売買を委託するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年6月28日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

N－N E T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(売買内容の通知及び確認)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当取引所は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第1項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、当取引所において成立した売買の内容を改めて売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。</u></p> <p>(取引所における売買内容の通知)</p> <p><u>第27条の3 顧客は、取引所において成立した売買の内容が第16条第1項の規定により取引所から取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には同条第3項の規定により取引所から取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、取引参加者に対して有価証券の売買を委託するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年6月28日から施行する。</p>	<p>(売買内容の通知及び確認)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>